

ご加入のしおり

本冊子は、弊社の光回線によるインターネットサービス・ケーブルテレビサービスの案内ならびに契約約款を記載しております。申込書をご記入いただく前に必ずお読みいただき、ご契約後は大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本冊子の内容は、サービス改定等に伴い予告なく変更する場合がございます。最新の内容については弊社ホームページをご確認ください。

＜ 目 次 ＞

光インターネット (BAN-Net光) 加入申込みのご案内	P2
光ケーブルテレビ (BAN-BANテレビ) 加入申込みのご案内	P4
オプションSTBについて	P6
有料チャンネルについて	P8
楽録り4K (みるプラスご利用) について<IP-VODサービス>	P9
ご転居先での再工事・建替に伴う再工事・ご契約内容変更について	P10
光インターネット (BAN-Net光) 料金一覧表	P11
光ケーブルテレビ (BAN-BANテレビ) 料金一覧表	P12
各種手数料及び工事費等料金一覧表	P13
機器故障修理費一覧表	P15
訪問サポート一覧表	P16
光インターネット接続サービス契約約款	P17
光CATVサービス加入契約約款	P19
IP-VOD「milplus (みるプラス)」加入契約約款	P20
B-CASカード使用許諾契約約款	P22

阪急阪神東宝グループ

まちをめぐり、こころをつなぐ



光インターネット（BAN-Net光）加入申込みのご案内

コース名	月額料金（税込）	下り最大速度	上り最大速度
10ギガコース	6,270円	10Gbps	10Gbps
1ギガコース	4,730円	1Gbps	1Gbps
100Mコース	4,400円	100Mbps	100Mbps

・上記速度はベストエフォート型のサービスであり、通信環境・回線の状況などにより速度が低下することがあります。

動作環境（快適にお使いいただく目安としてお考えください）

	Windows	Macintosh
OS	Windows 8.1 以降（日本語版）	macOS Sierra 10.12 以降（日本語版）
システム	上記 OS が快適に動作するパソコン	
LAN	1000BASE-TX 対応の LAN アダプタ UTP カテゴリ 5 以上のストレートケーブル	
ブラウザ	Google Chrome 最新バージョン Microsoft Edge 最新バージョン	Safari 最新バージョン
メールソフト	Windows10 メールアプリ Microsoft Outlook 2019	Mac Mail 最新バージョン

- ・その他 OS については、お問い合わせください。
- ・サポート対象 OS は日本語版のみとさせていただきます。

ご利用料金について

- ◆ご利用料金の口座振替日
お引き落としは毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。
- ◆振替口座・クレジットカード
引落口座・クレジットカードは1つに限定させていただきます。他サービスと同一口座・同一カードでのお引き落としとなります。
- ◆請求額について
毎月15日以降に当社ホームページ内【マイページ】よりご確認ください。
- ◆請求書（ハガキ）について
請求書（ハガキ）を希望される方は、別途110円（税込）が必要となります。
- ◆初回のご請求
工事月のご利用料金は無料です。工事月翌月分のご利用料金は翌々月にお引き落としさせていただきます。また、新規加入手数料・工事費は工事月の翌月にお引き落としさせていただきます。

ご解約について

- ◆ご解約の連絡
ご解約の連絡は、毎月月末10日前までをお願いいたします。これ以降のお申し出につきましては、翌月末までのご解約となります。
- ◆解約手数料
ご解約にあたり、当社がD-ONUおよび引込線の撤去作業を行います。また解約手数料として5,500円（税込）が必要となります。
- ◆解除金
サービス提供開始日から最低利用期間（2年）以内にご解約の場合には、解約手数料に加え、15,000円（不課税）の解除金をご請求させていただきます。

◆初期契約解除の場合

お客様は当社が交付する契約内容を記載した書面を受領してから8日を経過するまでの間、当該契約を解除することができます。その場合、解除までの期間の利用料（日割）、引込工事費 33,000 円（税込）と光インターネット宅内工事費 16,500 円（税込）とオプション工事費を合わせた実施済工事費、及び新規加入手数料 2,200 円（税込）をご請求させていただきます。

◆D-ONU の取り外し

D-ONU は、撤去作業時に当社が取り外します。なお、宅内配線はお客様設備のため取り外しいたしません。

注意事項

◆D-ONU の取り扱い

D-ONU に接続されている光ケーブルの取り外し、曲げ、上に物を乗せるなどの行為はしないでください。光ファイバーの破損や変形による通信障害の恐れがあります。

また、光ケーブルのレーザービームに目がさらされると目を損傷する可能性がありますので、絶対に覗き込まないでください。

◆光ケーブル加工の必要がある場合

D-ONU に接続されている光ケーブルの切断、延長、加工などを必要とする工事はお客様で行わないでください。

D-ONU の移設工場の必要があるときは、BAN-BAN ネットワークスまでご連絡ください。当社にて見積・工事（有料）を行います。

◆落雷の恐れがある時

落雷の恐れがある場合は、お客様のパソコンを雷から守るため、パソコンを正常終了させ、パソコン及び D-ONU の電源をコンセントから抜いてください。また、パソコンにつながる LAN ケーブルも外しておいてください。

◆ルーターの接続について

パソコンなど複数台の端末を接続する場合や無線（Wi-Fi）をご利用の場合は、D-ONU に市販のルーターを接続使用することが可能です。ただし、市販のルーターに関する設定や故障対応等のサポートはできませんのでご了承ください。また、D-ONU と無線ルーターが一体となった「無線ルーター内蔵 D-ONU（BAN-Net 光オプションサービス）」もご用意しております。

オプション（無線ルーター内蔵 D-ONU）について

オプション名	月額料金（税込）	サービス内容
無線ルーター内蔵 D-ONU	220 円	複数の端末を無線で接続することができます。 ※ 10 ギガコースは非対応です。

◆無線通信が可能な範囲（通信状態）は、お客様宅の構造によって異なり、十分に電波が届かない場所では通信が不安定、または不可能になる場合があります。本サービスは、お客様宅の全てのお部屋（場所）での通信を保障するものではありませんので、良好に電波が受信可能な場所をご利用ください。

◆本サービスを解約された場合、無線通信およびルーター機能は OFF となります。

ご利用料金の日割りでの計算はいたしませんのでご了承ください。複数の端末をインターネット接続する場合は、別途ルーターをご用意ください。

◆パソコン・スマートフォン・プリンタなど、接続する端末の設定につきましてはお客様ご自身でお願いします。弊社による訪問での対応は、有償となる場合がございます。

光ケーブルテレビ (BAN-BANテレビ) 加入申込みのご案内

コース名	月額料金 (税込)	サービス内容
デラックスコース	4,950 円	81 チャンネル、ガイド誌 1 冊含む (地上デジタル 8ch、BS デジタル 9ch、BS4K 6ch、BS8K 1ch、CS・地域情報 57ch) ※ 1 2 台目以降※ 2 2,750 円 (税込)
ライトコース※ 3	2,750 円	26 チャンネル (地上デジタル 8ch、BS デジタル 9ch、BS4K 6ch、BS8K 1ch、地域情報 2ch) ※ 4

- ◆デラックスコースからライトコースへのコース変更には、コース変更手数料 5,500 円 (税込) が必要です。
- ◆NHK の受信料は、BAN-BAN テレビの月額料金には含まれておりません。直接 NHK にお支払いいただくか、BAN-BAN ネットワークスの「NHK 団体一括支払」をご利用ください。
- ◆NHK 衛星放送は、放送をお止めすることができません。ご契約されていない場合、画面上に NHK からのメッセージが表示されます。

※ 1

・BS8K の視聴には、市販の 8K チューナー等が必要です。

※ 2

・デラックスコース 2 台目以降の STB 月額料金には、ガイド誌は含まれていません。
ご希望される方は、別途有料となります。

※ 3

・ライトコースのみのご加入はできません。
・STB の設置はいたしません。

※ 4

・視聴には、市販のテレビ・チューナー等が必要です。

ガイド誌について

- ◆ケーブルテレビ (BAN-BAN テレビ) の番組内容を掲載するガイド誌「BAN-BAN ガイド」を毎月発行しています。デラックスコースご加入の方には、毎月 1 冊をお届けします。2 冊目以降は、1 冊につき 220 円 (税込) が必要となります。
- ◆ライトコースご加入の方でガイド誌を希望される場合、別途お申込みと 1 冊につき 220 円 (税込) が必要となります。

ご利用料金について

- ◆ご利用料金の口座振替日
お引き落としは毎月 27 日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日) です。
- ◆振替口座・クレジットカード
引落口座・クレジットカードは 1 つに限定させていただきます。他サービスと同一口座・同一カードでのお引き落としとなります。
- ◆請求額について
毎月 15 日以降に当社ホームページ内【マイページ】よりご確認ください。
- ◆請求書 (ハガキ) について
請求書 (ハガキ) を希望される方は、別途 110 円 (税込) が必要となります。
- ◆初回のご請求
工事月のご利用料金は無料です。工事月翌月分のご利用料金は翌々月にお引き落としさせていただきます。また、新規加入手数料・工事費は工事月の翌月にお引き落としさせていただきます。

ご解約について

◆ご解約の連絡

ご解約の連絡は、毎月月末 10 日前までをお願いいたします。これ以降のお申し出につきましては、翌月末までのご解約となります。

◆解約手数料

ご解約にあたり、当社が機器および引込線の撤去作業を行います。また解約手数料として 5,500 円（税込）が必要となります。

◆解除金

サービス提供開始日から最低利用期間（2 年）以内にご解約の場合には、解約手数料に加え、15,000 円（不課税）の解除金をご請求させていただきます。

◆初期契約解除の場合

お客様は当社が交付する契約内容を記載した書面を受領してから 8 日を経過するまでの間、当該契約を解除することができます。その場合、解除までの期間の利用料（日割）、引込工事費 33,000 円（税込）と光ケーブルテレビ宅内工事費 16,500 円（税込）とオプション工事費を合わせた実施済工事費、及び新規加入手数料 2,200 円（税込）をご請求させていただきます。

◆機器および付属品

ご解約される場合は、撤去作業時に機器および付属品一式をご返却いただきます。ご返却いただけない場合は機器代金相当額をご請求させていただきます。なお、宅内配線はお客様設備のため取り外しいたしません。

オプションSTBについて

オプション名	月額料金（税込）	サービス内容
楽録りブルーレイ プラス	1,980 円	ブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵 STB 4K 放送は視聴することができません。
楽録り 4K	990 円	4K 対応 HDD 内蔵 STB 4K 放送 7 チャンネルを視聴・録画することができます。
楽録り 4K (みるプラスご利用)	1,870 円	楽録り 4K の機能に加え、インターネットを使用した映像配 信サービス「みるプラス」(IP-VOD サービス) が利用でき ます。

・ライトコースご加入の方は、お申込みできません。

ご使用について

- ◆お客様に貸与したブルーレイディスクドライブ/HDD内蔵STB（以下、BD-HDR）又は4K対応HDD内蔵STB（以下、HDR）を利用して正常に録画出来なかった場合、及び録画・録音された映像・音声が消失した場合、BD-HDRまたはHDRに録画された映像・音声をブルーレイディスク・DVD・SDカードまたはブルーレイ/HDDレコーダーやUSB-HDDなど（以下、外部機器）に正常にダビング（複製）またはムーブ（移動）が出来なかった場合、これにより生じた損害につきましては、機器や放送の不具合を含む原因の如何を問わず当社は一切補償いたしませんのでご了承ください。
- ◆コピー・ワンスの番組を録画した場合、BD-HDRは内蔵のブルーレイディスクドライブを使用し、ブルーレイディスクまたはDVDに映像・音声をムーブ（移動）することが出来ます。HDRは外部機器と接続することで映像・音声をムーブ（移動）することが出来ます。ダビング（複製）はできません。
- ◆ダビング10の番組を録画した場合、BD-HDRは内蔵のブルーレイディスクドライブを使用し、ブルーレイディスクまたはDVDに映像・音声を9回までダビング（複製）することが出来ますが、10回目はムーブ（移動）となります。HDRは外部機器と接続することで映像・音声を9回までダビング（複製）することが出来ますが、10回目はムーブ（移動）となります。
ブルーレイディスクまたはDVD、外部機器にムーブ（移動）した場合、内蔵HDDに録画した映像・音声は消失します。
- ◆BD-HDR、HDR及び外部機器の仕様や接続端子等により外部機器に直接録画やダビング（複製）、ムーブ（移動）およびネットワーク接続による視聴などが出来ない場合があります。事前に当社またはメーカーにご確認の上ご使用願います。また、外部機器との接続、動作に関して当社は一切補償いたしませんのでご了承ください。

禁止事項について

- ◆機器本体、リモコンの分解・改造は絶対に行わないでください。分解・改造された場合はP15に定める機器代金をご請求させていただきます。また、お客様の過失による故障、滅失、毀損の対応も同等とさせていただきます。

故障・交換について

- ◆故障の際は機器を交換させていただきます。
機器を交換した場合、内蔵HDDに記録されていた映像・音声は全て消失します。
USB-HDDを接続していた場合、機器交換後はUSB-HDDに録画していた映像・音声は全て再生が出来なくなります。
- ◆契約変更をされる場合、契約に応じた機器へ交換させていただきます。この場合、交換費用として5,500円（税込）が必要となります。
機器を交換した場合、内蔵HDDに記録されていた映像・音声は全て消失します。
契約に応じた機器に交換した場合、機器の仕様や接続端子等により今まで出来ていた接続や操作が出来ない場合があります。

- ◆メーカーの機種変更などにより機器の外観、仕様などが変更になった場合でもこれを理由に機器の交換には応じません。

契約変更、契約解除について

- ◆本サービスには最低利用期間があります。本期間内にご解約もしくは、機器の交換をとまなう契約変更をされる場合は、交換費用 5,500 円（税込）及び下記に定める解除金をご請求させていただきます。

オプション名	最低利用期間	解除金（不課税）
楽録りブルーレイプラス	12 ヶ月	10,000 円
楽録り4K	6 ヶ月	5,000 円
楽録り4K（みるプラスご利用）	6 ヶ月	5,000 円

- ◆ご解約される場合は機器本体及び付属品一式（リモコン、電源コード、B-CASカード、C-CASカード）をご返却いただきます。
ご返却いただけない場合は、機器代金相当をご請求させていただきます。
ご返却いただいた機器の内蔵HDDに記録された内容は消失しますので、ご了承ください。
USB-HDDを接続していた場合、機器返却後はUSB-HDDに録画していた映像・音声は全て再生が出来なくなります。

有料チャンネルについて

チャンネル名	月額料金 (税込)
WOWOW (プライム・ライブ・シネマ・4K※)	2,530 円
スターチャンネル1・2・3	2,530 円
J SPORTS 4	1,430 円
V☆パラダイス	990 円
東映チャンネル	1,650 円
衛星劇場	2,200 円
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,100 円
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2	1,320 円
Mnet	2,530 円
KNTV	3,300 円
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970 円
アニメシアターX (AT-X)	1,980 円

・ライトコースご加入の方は、お申込みできません。
※WOWOW4Kのご視聴には、これに対応のチューナーが必要です。

お申込み方法

- ◆WOWOWの視聴については、お客様から直接「WOWOWカスタマーセンター」にご連絡をいただき、ケーブルテレビを通して視聴されることをお伝えの上、お申込みください。ご利用料金はWOWOWから直接のご請求となります。
WOWOWカスタマーセンター
TEL：0120-580-807
受付時間 9：00～20：00 年中無休
- ◆その他有料チャンネルについては、当社ホームページよりお申込みいただくか、BAN-BANガイドに綴じ込みの申込みハガキをお送りください。お急ぎの場合は、BAN-BANネットワークスへお電話にてご連絡ください。(0120-34-1442)
- ◆スターチャンネル、WOWOWの視聴にはご自宅でお客様にて受信待機をしていただく必要があります。

お申込みの注意事項

- ◆ご利用料金は1ヶ月単位となり、視聴開始月から発生いたします。日割りでの計算はいたしませんのでご了承ください。

ご解約の手続き方法

- ◆WOWOWについては、お客様から直接「WOWOWカスタマーセンター (TEL：0120-580-807)」にご連絡をお願いいたします。
- ◆その他の有料チャンネルについては、当社ホームページよりお手続きいただくか、お電話にてご連絡ください。(0120-34-1442)
ご解約は月単位で承っております。ご利用料金の日割りでの計算はいたしませんのでご了承ください。ご解約の連絡をいただいた月の末日までご視聴いただけます。

楽録り4K(みるプラスご利用)について <IP-VOD サービス>

ご使用について

- ◆楽録り4K(みるプラスご利用)ではインターネットを使用した映像配信サービス「みるプラス」(IP-VOD サービス)が利用できます。
通信環境・通信費などはおお客様のご負担にてご用意いただきます。購入した作品は複数端末での同時視聴はできません。ご利用は日本国内に限ります。配信本数は変動します。配信期間や料金などは予告なく変更となる場合があります。
- ◆本サービスのご利用は、弊社が定める推奨視聴環境(下り速度100Mに相当するサービス)に限ります。また、推奨視聴環境は、予告なく変更となる場合がございます。
- ◆成人向け作品は、未成年の方のお申込みをお断りいたします。またアプリでの視聴・購入はできません。
- ◆一度購入した番組の取り消しはできません。
- ◆購入した番組は、視聴期間が残っていても弊社の都合によりご視聴いただけなくなる場合がございます。本サービスをご解約または本サービス以外への契約変更をされた場合、購入した番組はご視聴いただけなくなります。
- ◆IP-VOD サービスの録画保存はできません。
- ◆本サービスは、パソコンやスマートフォン・タブレット端末でも、視聴・購入いただけます。
作品によっては、パソコンやスマートフォン・タブレット端末で視聴・購入ができないものもございます。
ご利用になる端末により、指定のソフトウェアおよびアプリのインストールが必要です。
※画質は接続環境によって異なります。
iPhone、iPadのアプリで作品を購入することはできません。ブラウザをご利用ください。
- ◆本サービスのご利用料金は、毎月の弊社サービス利用料金と同じ支払方法になります。
- ◆作品によっては、別途弊社へのお申し込みが必要なものもございます。
- ◆1ヶ月間の「見放題パック プライム」「単品レンタル」「見放題パック ジャンルパック」のご利用料金(弊社が把握するもの)などの従量制サービスを、55,000円(税込)を基準額として、利用制限させていただきます。
ご利用料金は作品により異なります。
- ◆弊社提供の光インターネットサービス(BAN-Net 光)以外のインターネット環境に起因する視聴障害は対応できかねます。

契約変更、契約解除について

- ◆本サービスには6ヶ月の最低利用期間があります。本期間内にご解約もしくは、契約変更をされる場合は、「みるプラス」(IP-VOD サービス)に対する解除金5,000円(不課税)、「楽録り4K」(オプション機器)に対する解除金5,000円(不課税)をそれぞれご請求させていただきます。
※ただし、「楽録り4K」(オプション機器)を継続される場合は「楽録り4K」(オプション機器)に対する解除金5,000円(不課税)は不要です。
- ◆「楽録り4K」以外への契約変更をした場合は、IP-VODの機能がないSTBへ機器交換させていただきます。この場合、交換費用として5,500円(税込)が必要となります。
- ◆NHKオンデマンド「NHKまるごと見放題パック」は、ご加入月は無料です。翌月よりご利用料金が発生します。ご利用期間が加入月を含む1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月分のご利用料金が必要となります。

ご転居先での再工事

ご転居先で継続してご利用いただく場合は、再工事が必要となります。

- ① ご転居の2ヶ月前までに、BAN－BAN ネットワークスまでお電話ください。
転居時期、転居先のご住所等をお伺いいたします。
- ② 当社が転居先宅の工事可否を調査いたします。
幹線がない場合や、幹線側に引込線の取り出し口がない場合などは、お断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。ケーブルプラス電話をご利用の場合は、転居先で同じ電話番号の利用可否を確認いたします。利用不可の場合はケーブルプラス電話による新規発番となります。
- ③ 工事可能な場合は、宅内工事のお見積りにお伺いし、ご承諾いただきますと再工事の手配をいたします。
工事は、お見積りと同時にできませんので、ご注意ください。
- ④ 旧住所宅の引込線撤去工事は、お客様との日程調整の上、当社が実施いたします。

建替に伴う再工事

ご自宅の建替・改築等を行い、完成後も継続してご利用いただく場合は建替期間中サービスを休止することができます。

項目	金額（税込）	摘要
月額料金	無料	建替保留期間中の月額料金は発生いたしません。
建替保留手数料	1,100円	建替保留開始時のみ必要となります。

・ケーブルプラス電話につきましては建替保留期間中も基本利用料が発生いたします。

◆旧宅解体前

- ① 旧宅解体の1ヶ月前までに、BAN－BAN ネットワークスまでお電話ください。
- ② 旧宅解体までに、当社が引込線の撤去工事を行いますので、工事業者より日程調整の連絡をいたします。

◆建替完了前

- ③ 建替完成の2ヶ月前までにBAN－BAN ネットワークスまでお電話ください。
- ④ 当社の工事担当者が再工事のお見積りにお伺いし、ご承諾いただきますと再工事の手配をいたします。
工事は、お見積りと同時にできませんので、ご注意ください。

ご契約内容変更について

下記の変更については、当社ホームページまたはお電話にてご連絡ください。(0120-34-1442)

- ・引落口座変更
- ・クレジットカード変更
- ・契約者名義変更

- ① 当社ホームページまたはお電話にてご連絡ください。(0120-34-1442)
手続書類をお送りいたします。
- ② 手続書類に必要事項をご記入の上、BAN－BAN ネットワークスまでご返送ください。

光インターネット（BAN-Net光）料金一覧表

1. 光インターネット（BAN-Net光）月額料金

コース名	月額料金（税込）
10ギガコース	6,270円
1ギガコース	4,730円
100Mコース	4,400円

2. 基本サービス **申込不要**

項目	摘要
メールアドレス	5個
メールボックス	2GB
ウイルスメールチェックサービス	無料
ブログサービス	無料
ホームページ容量	100MB

3. オプションサービス月額料金 **申込必要**

オプション名	オプション月額料金（税込）	摘要
無線ルータ内蔵 D-ONU	220円	機器交換が必要 10ギガコースは非対応
Webメールサービス	無料	別途設定が必要
メール着信拒否サービス		
パソコン総合セキュリティサービス		
詐欺ウォール		
追加メールアカウント (1アカウントにつき)	220円	基本を含め6個目以降、最大10個
追加ホームページ容量 (100MB)	330円	基本を含め、最大200MB
メーリングリスト (1リストあたり)	550円	100メールアドレスまで登録可能

・オプションサービスは、光インターネット（BAN-Net光）をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。

光ケーブルテレビ（BAN-BANテレビ）料金一覧表

1. 光ケーブルテレビ（BAN-BANテレビ）月額料金

コース名	月額料金（税込）	追加 STB2 台目以降
デラックスコース	4,950 円	2,750 円（税込）
ライトコース	2,750 円	—

2. オプションSTB月額料金

オプション名	オプション月額料金（税込）	摘 要
楽録りブルーレイプラス	1,980 円	上記デラックスコースのみ適用。コース月額料金に左記オプション月額料金が加算されます。
楽録り4K	990 円	
楽録り4K（みるプラスご利用）	1,870 円	

3. みるプラス月額料金

オプション名	オプション月額料金（税込）	摘 要
見放題パック プライム	1,026 円 ※楽録り4K（みるプラスご利用）月額料金に含まれています。	上記「楽録り4K（みるプラスご利用）」のみ適用。
見放題パック ジャンルパック	990 円～	
見逃し番組	無料	
FOD		

4. 有料チャンネル月額料金

チャンネル名	月額料金（税込）
WOWOW（プライム・ライブ・シネマ・4K※）	2,530 円
スターチャンネル1・2・3	2,530 円
J SPORTS 4	1,430 円
V☆パラダイス	990 円
東映チャンネル	1,650 円
衛星劇場	2,200 円
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,100 円
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2	1,320 円
Mnet	2,530 円
KNTV	3,300 円
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970 円
アニメシアターX（AT-X）	1,980 円

・ライトコースご加入の方は、お申込みできません。

・WOWOWについては、WOWOWから直接の請求となります。

※WOWOW4Kのご視聴には、これに対応のチューナーが必要です。

各種手数料及び工事費等料金一覧表

1. 各種手数料

分類	項目	金額 (税込)	摘要
共通	新規加入手数料	2,200 円	当社他サービス加入のお客様は不要
	解約手数料	5,500 円	サービスごとに必要
	解除金	15,000 円 (不課税)	最低利用期間 (2 年) 以内に解約の場合
	名義変更手数料	1,100 円	相続、権利義務継承の場合共
	機器設置場所移転手数料	1,100 円	
	建替保留手数料	1,100 円	建替を伴う場合に限る
インターネット	コース変更手数料	無料	高速コースへの変更の場合
		5,500 円	機器交換を伴う低速コースへの変更の場合 (機器交換作業含む)
		550 円	機器交換を伴わない低速コースへの変更の場合
	D-ONU交換手数料	5,500 円	お客様のご希望による機器交換、または機器交換を伴うオプション変更の場合
テレビ	コース変更手数料	無料	ライトコースからデラックスコースへの変更の場合 (STB 設置作業含む)
		5,500 円	デラックスコースからライトコースへの変更の場合 (STB 撤去費用含む)
	STB交換作業費	5,500 円	お客様のご希望による機器交換、または機器交換を伴うオプション変更の場合
	楽録りブルーレイプラス解除金	10,000 円 (不課税)	利用期間 1 年以内の場合
	楽録り 4K 解除金	5,000 円 (不課税)	利用期間 6 ヶ月以内の場合
	みるプラス (IP-VOD サービス) 解除金	5,000 円 (不課税)	利用期間 6 ヶ月以内の場合

2. 工事費、故障点検、補修費

分類	項目	金額 (税込)	摘要
共通	引込工事費	33,000 円	
	宅内工事費	16,500 円	サービスごとに必要
	オプション工事費	実費	
	引込線／機器等の撤去費		宅内線及び、テレビの場合は加入者所有のアンテナ撤去を除く
	その他工事費		
	故障点検・補修費		

機器故障修理費一覧表

機器名	金額（税込）	損傷内容
ブルーレイディスクドライブ/ HDD 内蔵 STB	77,000 円	本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）
	2,750 円	リモコンの損傷
4K 対応 HDD 内蔵 STB	66,000 円	本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）
	2,750 円	リモコン損傷
STB	33,000 円	本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）
	2,750 円	リモコン損傷
CASカード	2,160 円	B-CASカードまたはC-CASカードの交換費用
D-ONU（10ギガ）	3,300 円	本体の軽微な損傷、電源コードの損傷
	39,600 円	本体の著しい損傷
無線ルータ内蔵D-ONU	3,300 円	本体の軽微な損傷、電源コードの損傷
	16,500 円	本体の著しい損傷
D-ONU	3,300 円	本体の軽微な損傷、電源コードの損傷
	8,800 円	本体の著しい損傷

訪問サポート一覧表

1. 無料サポートメニュー

分類	項目	金額	摘要
共通	基本出張料金	無料	お客様所有の機器不具合の場合は、「診断費」が発生することがあります。
インターネット	インターネット接続設定	無料	テレビ加入者の他社回線接続は有料。
	メール設定	無料	BAN-Net 光メールアドレスのみ対応。
	セキュリティソフト設定	無料	BAN-Net 光提供の「カスペルスキー」及び「詐欺ウォール」のみ。ウィルス駆除については有料。
テレビ	STB操作説明・録画方法説明	無料	
	STBリモコン交換	無料	経年劣化・自然故障の場合は無料。そのほかの場合は、2,750円（税込）／個。
	テレビ・レコーダー設定	無料	開梱作業・HDD接続・他社回線へのネット接続を含む場合は、1,650円（税込）。
	STB移動	無料	年間1回まで。配線工事が必要な場合は有料。
電話	電話機接続	無料	ケーブルプラス電話加入者のみ。

2. 有料サポートメニュー

分類	項目	金額（税込）	摘要
共通	出張・診断対応（30分以内の軽微な作業を含む）	2,200円	お客様所有の機器不具合の場合は左記料金が必要となることがあります。
	延長料金（30分あたり）	550円	無料サポートメニュー内でも30分を超過した場合、左記料金が必要となることがあります。
インターネット	パソコン初期設定	3,300円	開梱から初期セットアップ（1台分）※操作説明やデータ移行は除く
	ルータ設定	3,300円	お客様ご所有のルータ設定（1台分）
	プリンタ設定	3,300円	1台分
	ソフトウェア設定	3,300円	Office、年賀状ソフト等のインストール ※操作説明やデータ移行は除く
テレビ	テレビ・レコーダー移動（1台あたり）	2,200円	30インチ以下（同一戸内に限る）
	4K対応HDMIケーブル	1,100円	接続作業含む

BAN - BAN ネットワークス株式会社 光インターネット接続サービス「BAN-Net光」契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

BAN - BAN ネットワークス株式会社 (以下、「当社」という) は、光インターネット接続サービス「BAN-Net光」契約約款を定め、これによりBAN-Net光インターネット接続サービス(以下、「光インターネット」という)を提供します。

第2条 (約款の変更)

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。その場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。
2. 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日、光インターネット、その他の相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
光インターネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
光インターネット取所	1. 光インターネットに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託により光インターネットに関する契約事務を行う者の事業所
契約	当社から光インターネットの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域を含む)又は同一の建物内であるもの
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます) 第九条第1項の登録を受けた者(以下「事業者」といいます)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準	事業法の規定に基づき当社が定める光インターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的條件及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
事業法	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
事業法施行規則	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第2章 契約

第4条 (光インターネット接続サービスの種類等)

契約は、料金表に規定する種類等があります。

第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の加入契約につき1人に限ります。

第6条 (最低利用期間)

光インターネット接続サービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算します。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内に解約を申し出た場合は、当社が別に定める解除金を支払うものとします。

第7条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社指定の端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第8条 (契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う光インターネット接続サービス取所等に提出していただきます。

- 料金表に定める光インターネット接続サービスの種別等
- 契約者回線の終端とする場所
- その他光インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条 (契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行に支障があるときは、その順序を変更することができます。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、光インターネット接続サービスの取扱い上、余裕のないときは、その承諾を延期することができます。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1)電気通信設備の新設、延長、改修または保守が、当社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき
(2)借家または集合住宅等所有者または管理組合の承諾が得られないとき
(3)契約の申込みをした者が、BAN - BAN テレビまたは光インターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払に滞り、又は他のおそれがあることを認められる理由があるとき
(4)契約の申込みに虚偽の事実を記載したことが判明したとき
(5)過去に当社に提供するサービスの契約の解除、またはその利用を停止されているとき
(6)契約の申込みをした者が未成年であり、親権者等の法定代理人の同意が得られないとき
(7)契約の申込みをした者が成年被後見人であるとき
(8)契約の申込みをした者が被保護人であり、保護人の同意が得られないとき
(9)その他当社の業務の遂行に著しい支障があるとき
4. 当社が契約を承諾した時点で、契約者は光インターネット接続サービスに係る契約約款、規約等の内容を承諾したものとみなします。

第10条 (加入申込みの撤回等)

契約者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除(以下、「初期契約解除」という)を行うことができます。
2. 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発送した時に生ずるものとします。
3. 初期契約解除の場合、契約者は解除までの期間の利用料(日割)、現に要した実施施工費、及び事務手数料を支払うものとします。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合、契約者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はパソコンの搬入の引き取り及び返金は行いません。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第11条 (光インターネット接続サービスの変更)

契約者は、料金表に規定する光インターネット接続サービスの種別等の変更の請求をすることができます。
2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条(契約申込みの方法)及び第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第12条 (一時停止及び再開)

契約者は、契約者の建替により当社のサービスを受けることができない場合に限り、最長1年間サービス提供の一時停止を希望できるものとします。一時停止またはその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申出するものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第29条(利用料等の支払義務)の規定にかかわらず、無料とします。
2. 契約者は、一時停止に要する費用を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。
3. 利用の一時停止が1年間を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとします。

第13条 (契約者回線の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3. 当社は第1項の請求があったときは、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4. 第1項の変更に必要な工事は、当社が指定した者が行います。

第14条 (その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。
2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第15条 (権利の譲渡)

契約者が契約に基づき光インターネットの提供を受ける権利(以下「利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承諾を得なければその効力を生じません。
2. 利用権の譲渡について当社の承諾を得ようとする契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求していただきます。ただし、契約者が利用権の譲渡に関する手続きの一切を当該譲受人に委任した旨を記載した書類又は同様の事実を公的機関が証明した書類の添付があるときは、譲受人が単独で請求することができます。
3. 前項の請求があったときは、当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
4. 当社が利用権の譲渡を承諾したときは、譲受人である新しい契約者は、当該利用契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第16条 (契約者が行う契約の解約)

契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。この場合、料金表に定める契約の解約に伴う費用の支払いを要します。
2. 契約者は解約の場合、当該解約日の属する月までの利用料を支払い、解約日に利用料を含む全ての料金を精算するものとします。
3. 解約の場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
4. 契約者は、第6条(最低利用期間)の規定による最低利用期間内に解約を申し出た場合は、当社が別に定める解除金を支払うものとします。
5. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します。この撤去に伴う費用は、契約者が負担するものとします。また、契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物の回復に費用を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
6. 解約後1ヶ月を過ぎて端末設備装置の返却がない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表に従い、故障修理費を支払うものとします。

第17条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することができます。
(1)第26条(提供停止)の規定により光インターネットの提供停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
(2)第26条(提供停止)の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
(3)当社又は契約者の責に帰する事由により当社が電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、電気通信回線の代替構築が困難で光インターネットの接続ができないとき
(4)第12条(一時停止及び再開)の規定により利用の一時停止を行った契約者が、1年間を経過した後、再利用の請求を行わないとき
(5)本契約に違反する行為があったとき
2. 当社は、前項の規定によるその契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧に費用を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。
4. 当社が行う契約の解除の場合は第16条(契約者が行う契約の解約)第2項ないし第6項の規定を準用します。

第3章 付加機能

第18条 (付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。この場合、当社は第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
2. 当社は契約が解除されたとき、付加機能の契約を解除します。

第4章 施設

第19条 (施設の区分)

当社または契約者の設備区分は、次のとおりとします。
(1)光終端装置(以下、「ONU」という)の出力端子までの電気通信回線設備および当社が貸与した端末接続装置は、当社施設です。
(2)ONUの出力端子以降の施設(自営又は地下埋設の管路等を含む)から端末接続装置(当社が貸与した場合は除く)までは契約者の施設です。なお、契約者は機器設置の際の使用機器又は工法等は、当社の指示に従っていただきます。

第20条 (端末接続装置の提供)

本サービスを受けるために必要な端末接続装置は、当社が提供します。
2. 端末接続装置を動作させるために必要な費用は、契約者の負担していただきます。
3. 契約者は端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、契約の解除があった場合は、契約者の負担により当社が回収します。
4. 契約者は、端末接続装置について次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合は、当社は契約の解除及び損害金の請求の権利を有します。
(1)本来の用法によらない方法で使用し、当社の光インターネット接続サービスを不正に受けた、受けようとするとき
(2)転賃、譲渡、買入等をするとき
(3)当社の承諾を得ずに定められた場所から移動したり、接続変更すること
(4)分解したり、変更を加えること
(5)契約者は、端末接続装置の性能、機能が不完全である場合を除き、端末接続装置の交換の要求はできません。
6. 契約者の故意、過失、第三者の行為により端末接続装置の損傷、紛失等が生じた場合、契約者は直ちに当社に申し出ていただきます。この場合、その修理、復旧に要するすべての費用は契約者に負担していただきます。

第21条 (端末接続装置に故障が生じた場合の措置)

契約者は、端末接続装置に故障が生じた場合は、その旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社または当社が指定する業者がその原因を調査し、当該端末接続装置の交換を行います。
3. 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、その調査及び修理に要した費用は契約者が負担していただきます。
4. 第2項の調査の結果、端末接続装置に故障のないことが判明した場合は、契約者は当社に対し、その調査及び交換に要した費用の支払いを要します。

第22条 (端末接続装置の運用)

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認められる場合、端末接続装置に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。
2. 契約者は前項の更新を承諾するものとします。

第5章 回線相互接続

第23条 (回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、契約者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はパソコンの搬入の引き取り及び返金は行いません。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

第24条 (回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、前条(回線相互接続の請求)の変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第6章 提供中止及び提供停止

第25条 (提供中止)

当社は、次の場合には、光インターネット接続サービスの提供を中止することができます。
(1)当社の電気通信設備の保守又は工事にやむを得ないとき
(2)他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止し、サービスの提供が困難になったとき
(3)第27条(提供の制限等)の規定により光インターネット接続サービスの提供を中止するとき
2. 前項に規定する場合はほか、付加機能に関する提供において料金表に別項に定めがあるときは、当社は、その旨を契約者と事前にその旨を通知し、その旨を通知した日よりその付加機能の提供を中止することができます。
3. 前2項の規定により、光インターネット接続サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条 (提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、光インターネット接続サービスの提供を中止することができます。
(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
(2)契約の申込みが当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき
(3)第43条(利用に係る契約の義務)の規定に違反したとき
(4)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他

社回復又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
5)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を断しないとき
6)前条のほか、この約款に違反する行為、光インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備の保守に支障を及ぼす行為をなしたとき
2. 当社は、前項の規定により、光インターネット接続サービスの提供停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 提供の制限

第27条 (提供の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱つた場合、光インターネット接続サービスの提供を制限することがあります。
3. 光インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4. 他の契約利用者の当該利用に対し、重大な支障を与える様態において光インターネット接続サービスを利用したときは、その利用を制限することがあります。

第8章 料金等

第28条 (料金の適用)

当社が提供する光インターネット接続サービスの料金は、新規加入手数料、利用料(端末接続装置使用料を含む)、付加機能利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2. 料金の支払い方法は、当社が指定する支払日曜日までに、指定する方法(当社が指定する金融機関の契約者口座からの自動振替・クレジットカード)により支払うものとします。

第29条 (利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が光インターネット接続サービスを開始した日の属する月(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月)から起算して、契約の解除があつた日の属する月(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があつた日の属する月)までの期間(提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があつた日の属する月が同一の月である場合は一月間とします。)について、当社が提供する光インターネット接続サービスの料金を前月に於いて料金表に規定する利用料の支払を要します。

第30条 (初期費用等の支払義務)

契約者は、第8条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する新規加入手数料の支払を要します。

第31条 (手続きに関する料金等の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、工事の手続きにその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合においてその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第32条 (工事に関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する工事の請求を行う当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の手続きにその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつたときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の手続き完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第33条 (割増金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税込)の2倍に相当する額を割増金として、当社への支払いを要します。

第34条 (延滞利息)

契約者は、前条その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.1%の割合で計算し得た額を延滞利息として当社への支払いを要します。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内の支払があつた場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第35条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第36条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第37条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱つたため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第38条 (契約者の切欠け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備に通常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請がある場合には、当社は当社が指定する者が当社の定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

第39条 (責任の制限)

当社は、光インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光インターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において、同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以内の状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、光インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光インターネット接続サービス基本利用料の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当該請求をなし得ることとなつた日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
3. 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールなど)についてその正確性、完全性及び有用性などの保証はいたしません。当該情報のうち当社以外第三者による提供に係るもの起因して生じた損害などについては当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第40条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被つた場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2. 当社は、光インターネットに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たつて、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。(以下この条において「改修等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改修等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定める光インターネットに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改修等を要する場合は、当社は、その改修等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
4. 光インターネットの提供、運用、変更、中止若しくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消滅その他のサービスに関連して発生した契約者の損害について、当社が本規定に定める以外は一切の責任を負わないものとします。
5. インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて契約の内容に適合することを保証するものではありません。この件について契約者はあらかじめ承知し、当社は免責されるものとします。
6. 当社は第27条(提供の制限等)をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第11章 雑則

第41条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは認めるときが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に遅り若しくは怠るおそれがあるとき認められる相当の理由があるとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾

しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条 (秘密保持)

契約者は、当社は、光インターネット接続サービスの契約の履行に際し、知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならないものとします。

第43条 (利用に係る契約者の義務)

当社は、光インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものと、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入り等を求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際しては必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 契約者は、電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日に該するの補充修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。
8. 契約者は、光インターネット接続サービス利用にあたり、以下の各号の項目に該当する行為を行わないものとします。
1)他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
2)他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
3)他人を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
4)猥褻または幼児虐待にあたる文書、画像等を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
5)公職選挙法に違反する行為
6)解散決議権を濫用し、またはこれを勧誘する行為
7)他の契約利用者の設備、当該設備の利用または運営に支障をきたす行為
8)他人になりすまして情報を送信または表示する行為
9)受信者の意に反して、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
10)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
11)前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクする行為
12)犯罪行為及びそれに結びつく恐れのある行為
13)約款に違反する行為、その他光インターネットの運営を妨げる行為
9. 1)D等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものと、当社の指示がある場合はこれに従うものとします。
10. 当社は1)D等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者は1)D等の管理責任を負うものとし、1)D等を契約者以外の第三者に利用させて、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
11. 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

第44条 (相互接続事業者の光インターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる権限を譲り受けただけで、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2. 契約の解除があつた場合は、その解除があつた時に、前項の相互接続事業者契約についても解除があつたものとします。

第45条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、光インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が光インターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を、当社において閲覧に供します。

第46条 (契約者個人情報の保護)

当社は、契約者の個人情報を保護の基本方針を定めた「BAN - BANネットワーク個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーは特定チャネルガイド誌、HPで公表します。

第47条 (契約者個人情報の利用)

当社は、契約者アンケート調査、契約者サービスを目的に契約者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報保護取扱いに関する機器保護契約を締結します。また契約者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

第48条 (営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第49条 (注意喚起)

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末のIPアドレスおよびシステムアップの情報を得る場合があります。注意喚起して事前の対応を求めなければ当社の電気通信サービスの提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

第50条 (その他)

契約者が本サービスを通じてインターネット上で発信、提供した情報(映像、動画、音声、文章など)に関連して第三者との紛争が生じた場合、又は、第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用と責任において紛争を解決又は損害を賠償するものと、当社に何等該迷惑をかけた損害を自己の負担しないものとします。
2. 当社は契約者がインターネット上で発信又は提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該契約者に通知の上、当該情報を削除する又は当社の指定する第三者に削除させることができるものとします。
1)契約者が第43条(利用に係る契約者の義務)第8項の各号に定める禁止行為を行った場合
2)光インターネットサービス又は当社の管理する設備もしくはシステムの保守運用上重要であると当社が判断した場合
3)契約者により、登録、提供又は蓄積されている情報の量が、契約者に割り当てられた当社が管理する設備及びシステムの所定の記録容量を超過した場合
3. 前項の規定にかかわらず、当社は契約者により登録又はインターネット上で提供された情報が前項の各号の一に該当する場合であってもその削除義務を負わないものとします。
4. 当社は契約者により登録又はインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したとしてもこれは削除させたこと、又は当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該契約者に発生した被害について一切責任を負わないものとします。

第51条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第52条 (管轄裁判所)

この契約書に定める事項に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第53条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

付則

(1)当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます。
(2)この約款は2020年10月1日より施行します。

別表【設備の修理または復旧する電気通信設備の優先順位】

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 防水機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガス供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除きます)
3	第一順位及び第二順位に該当しないもの

BAN – BAN ネットワーク株式会社 光CATV サービス加入契約約款

BAN – BAN ネットワーク株式会社（以下、「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下、「契約者」という）との間に締結される契約（以下、「加入契約」という）は、以下の条項によるものとする。

第1条（当社が提供するサービス）

当社は契約者に対しそのサービス区域内で、次のサービスを提供します。

(1) デジタル放送番組サービス

放送法第2条に定める放送事業者が行うテレビジョン放送のうち当社が定めた放送の同時再放送及びラジオ放送の同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

(2) 有料番組サービス

上記(1)に加えて別途申込みが必要な、放送事業者が行うテレビジョン放送の同時再放送サービス。ただし、有料番組サービスはセットトップボックスを設置するコースをご契約いただく場合に限りご利用いただけます。

(3) その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス。

第2条（加入契約の単位）

加入契約は、契約者引込線1回線ごとに行います。ただし、契約者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者とのケーブルテレビ施設利用契約の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとする。

第3条（加入契約の成立）

当社のサービスの提供を受けようとする者は、あらかじめこの約款を承認し加入予約を行い、当社の工事施工の可否判断に基づいて提出した見積書を承認後、別に定める加入申込書の所要事項に記入捺印のうえ当社に申込み、当社がこれを承諾したときに加入契約が成立するものとする。

2. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) サービスの提供が技術的な理由等により困難なとき
 - (2) 借家または集合住宅等で所有者または管理組合の承諾が得られないとき
 - (3) 加入契約の申込みをした者が、BAN – BAN テレビまたはインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ）の支払いを滞り怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (4) 加入契約の申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
 - (5) 過去に当社の提供するサービスの契約の解除、またはその利用を停止されているとき
 - (6) 加入契約の申込みをした者が未成年であり、親権者等の法定代理人の同意が得られないとき
 - (7) 加入契約の申込みをした者が成年被見人であるとき
 - (8) 加入契約の申込みをした者が被保佐人であり、被保佐人の同意が得られないとき
 - (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
3. 当社が加入契約を承諾した時点で、契約者は光CATV接続サービスに係る契約約款、規約等の内容を承諾したものとみなします。

第4条（加入申込みの撤回等）

契約者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除（以下、「初期契約解除」という）を行うことができます。

2. 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発した時に生ずるものとする。
3. 初期契約解除の場合、契約者は解除までの期間の利用料（日割）、現に要した実施工費、及び事務手数料を支払うものとする。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとする。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合、契約者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとする。また、当社はオプション機器の引き取り及び返金は応じません。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとする。

第5条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、契約者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第6条（最低利用期間）

1. テレビサービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算します。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内に解約を申し出た場合は、当社が別に定める解除金を支払うものとする。

第7条（初期費用等）

契約者は、当社が別途定める料金表に従って新規加入手数料及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとする。

第8条（利用料）

契約者は、その契約内容に基づき、当社が別に定める料金表に従い利用料を当社に支払うものとする。

2. 当社が第1条（当社が提供するサービス）に定めるサービスのうち、契約者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰さない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。なお、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。
3. 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の1ヶ月前までに契約者に告知します。
4. 日本放送協会（NHK）及び株式会社 WOWOW の定めによる受信料等（衛星放送受信料を含む）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。契約者がNHK及びWOWOWに別途支払うものとする。

第9条（デジタル放送チューナーの貸与）

1. 当社は、デジタル放送番組サービスを受ける契約者（ライトコースを除く）に対しセットトップボックスとリモコン及び付属品一式を貸与します。
2. 当社が貸与したセットトップボックスとリモコン及び付属品一式を、契約者は使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとする。
3. 契約者が故意または過失により破損または紛失した場合にはその修理、補償に要する費用は契約者が負担するものとする。
4. 契約者は、解約の場合にはセットトップボックスとリモコン及び付属品一式を当社に返却するものとする。

第10条（CASカードの取り扱い）

1. 当社は、契約者にセットトップボックスを貸与する際、1台につき株式会社ビーエス・デジタルエンターテインメントシステムズ（以下、「B-CAS」という）が発行、管理するコンテンツ放送用ICカード（以下、「B-CASカード」という）を一枚代行提供します。貸与はB-CASカードの「ピーキャスト（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。ただし、4K対応セットトップボックスではB-CASカードの貸与はありません。
2. セットトップボックスを利用する契約者は、セットトップボックス1台につき1枚のデジタル専用チャンネル放送用ICカード（以下、「C-CASカード」という）を当社より貸与されるものとし、セットトップボックスの解約又は契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとする。また、当社は必要に応じて、契約者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとする。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は契約者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされる損害・利益損失は、契約者が賠償するものとする。契約者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、契約者はその損害分を当社に支払うものとする。

第11条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は、放送センターからテレビ受像機までの施設（以下、「本施設」という）のうち、放送センターから光終端装置（以下「ONU」という）までの施設（以下、「当社施設」という）は、当社が、これを所有するものとする。ただし、契約者は、サービスの提供を受けるために必要な工事の費用を料金表に定めるところに従い当社に支払うものとする。

2. 契約者は ONU の出力端子からテレビ受像機（セットトップボックスを除く）までの施設（以下、「契約者施設」という）の設置工事に要する費用（以下、「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとする。
3. 共同住宅、集合住宅等の共設施設によりサービスの提供を受ける契約者についても上記と同等の扱いとします。

第12条（施設の所有区分及び維持管理）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスが停止することを承認するものとする。

第13条（引込線、セットトップボックス設置場所の変更）

1. 契約者は、次の場合に限り引込線及びセットトップボックスの設置場所を変更できるものとします。
 - (1) 変更先が同一建物内の場合。
 - (2) 変更先が、当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合。
2. 契約者が、前項の規定によりセットトップボックスの設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の書式によりその旨申し出るものとします。なお、セットトップボックス等移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 契約者は、第11条（施設の設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず別に定める料金表に従い変更に要する全ての費用を負担するものとする。

第14条（契約者の義務）

1. 契約者は、個人に又は家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ビデオデッキ、インターネットその他の方法により当社の提供する番組の複製及びかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権及び著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。
2. 当社が「コピー禁止」「1回のみコピー可能」といった番組属性を付けて放送する場合、技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置若しくはプログラムを使用してこれらの番組を複製する行為を禁止します。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

第15条（禁止事項）

契約者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・DVD・ブルーレイディスク等の記録媒体・配信等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2. 契約者は、加入契約に定める台数を超える受像機等を接続することを禁止します。
3. 前項に違反した契約者は、違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に、さかばり、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとする。

第16条（著作権及び著作隣接権侵害の禁止）

契約者は、個人的に又は家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ビデオデッキ、インターネットその他の方法により当社の提供する番組の複製及びかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権及び著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

2. 当社が「コピー禁止」「1回のみコピー可能」といった番組属性を付けて放送する場合、技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置若しくはプログラムを使用してこれらの番組を複製する行為を禁止します。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

第17条（施設の故障等に伴う責任負担）

1. 当社は、契約者からサービスの受信について異常の申出があったときは、これを調査し必要な処置を講じるものとする。ただし、異常の原因が契約者施設にある場合には、この限りではありません。
2. 契約者は、サービスの受信に異常が生じている原因が契約者のテレビ受信機又は契約者施設の故障等にある場合には、修復に要する費用を負担するものとする。
3. 契約者の故意又は過失により当社施設に故障が生じた場合は、この修復に要する費用は当該契約者が負担するものとする。
4. 前二項に掲げる故障、破損、滅失等により当社が損害を被った場合、当社は、当該契約者に対して賠償を求めることがあります。

第18条（支払方法）

契約者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、当社が別途指定する支払い期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の契約者口座からの自動振替・クレジットカード）により支払うものとする。

第19条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税込）の2倍に相当する額を割増金として、当社への支払いを要します。

第20条（遅延利息）

契約者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、支払い期日より遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息金を当社に支払うものとする。

第21条（一時停止及び再開）

1. 契約者は、契約者の建替により当社のサービスを受けることができない場合に限り、最長1年間サービス提供の一時停止を希望できるものとする。一時停止またはその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申出るものとする。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第8条（利用料）の規定にかかわらず、無料とします。
2. 契約者は、一時停止に要する費用を別に定める料金表に従い当社に支払うものとする。
3. 利用の一時中断が1年間を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとする。

第22条（サービスの提供停止）

当社は、契約者において利用料または各種料金の支払いを2ヶ月以上遅延した場合、また、本契約に違反する行為があったと認める場合は、契約者に催促したうえでサービスの提供を停止することができるものとする。

第23条（サービス内容の変更、終了）

当社は、都合によりあらかじめ発表したサービスの内容を変更、終了することができるものとします。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第24条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第25条（免責事項）

1. 当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合に對する損害賠償などの責任を負わないものとする。
2. 当社は、視聴状態の確認を行うために、第30条（契約者個人情報の保護）の規定を遵守した上で、契約者の使用するセットトップボックスと電気信号による通信を行うことができるものとする。

第26条（名義変更）

1. 契約者は、次の場合に限り当社の承認を得て契約者の名義を変更できるものとする。
 - (1) 相続をする場合
 - (2) 新契約者（配偶者及び契約者の2親等以内の親族に限る）が、契約者の加入契約に定めるサービス提供場所において、当社のサービスの提供を受けることについての契約者の権利義務を継承する場合
 - (3) 法人たる契約者が合併又は組織変更により商号を変更する場合
2. 前項の名義変更を行う場合、新契約者となる者は当社の承認を得たうえ、当社が別に定める名義変更届を提出し、別に定める料金表に従い名義変更手数料を当社に支払うものとする。
3. 名義変更に当たり旧契約者と新契約者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社は一切迷惑をかけないものとする。

第27条（加入申込書記載事項の変更）

契約者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合、文書で当社に申し出るも

のとします。

2. 前項の外、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、契約者は文書によって当社に申し出るものとします。

第28条 (契約者が行う契約の解約)

契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。この場合、料金表に定める契約の解約に伴う費用の支払いを要します。

2. 契約者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第8条(利用料)の規定による利用料を支払い、解約日に利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。
3. 解約の場合、新規加入手数料は戻しはいたしません。
4. 契約者は、第6条(最低利用期間)の規定による最低利用期間内に解約を申し出た場合は、当社が別に定める解除金を支払うものとします。
5. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及びセットトップボックス、B-CASカード、C-CASカードを撤去します。この撤去に伴う費用は、契約者が負担するものとします。また、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
6. 解約後1ヶ月を過ぎてセットトップボックス、並びにB-CASカード、C-CASカードの返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表に従い、故障修理費を支払うものとします。

第29条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1)契約者において利用料または各種料金の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
- (2)サービスの提供が技術的な理由により困難なとき
- (3)第21条(一時停止及び再開)の規定により利用の一時停止を行った契約者が、1年間を経過した後、再利用の請求を行わないとき
- (4)本契約に違反する行為があったとき
2. 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。
4. 当社が行う契約の解除の場合は第28条(契約者が行う契約の解約)第2項ないし第6項の規定を準用します。

BAN - BAN ネットワーク株式会社 IP-VOD 「milplus (みるプラス)」 加入契約約款

第1条 (総則)

BAN-BAN ネットワーク株式会社(以下、「当社」という)は、当社が別に定めるBAN-BAN ネットワーク株式会社光CATVサービス加入契約約款(以下、「光CATV加入約款」という)およびBAN-BAN ネットワーク光インターネット接続サービス「BAN - Net 光」契約約款(以下、「光インターネット約款」という)ならびにこのBAN-BAN ネットワーク株式会社IP-VOD「milplus (みるプラス)」加入契約約款(以下「本約款」という)に基づき、BAN-BAN ネットワークみるプラスサービス(以下「本サービス」という)を提供するものとします。

第2条 (約款の適用)

本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用の加入者(以下「加入者」といいます)は、本約款を遵守するものとします。

2. 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することが出来ます。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」という)を視聴することができる映像配信サービス(以下「ビデオサービス」という)です。

2. 本サービスの対象地区は日本国内とします。
3. 本サービスは地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

第4条 (本サービスの契約条件)

当社は、次表に定めるいずれかのサービス契約の加入者に限り、本サービスを提供します。

当社の光CATV加入約款に規定する放送サービス	録録り4K(みるプラスご利用)
当社の光インターネット約款に規定するインターネット接続サービス	10ギガコース・1ギガコース・100Mコース
当社以外のインターネット接続サービス	当社の100Mコースと同等級、もしくはそれ以上のスペックを有するインターネット接続サービス

2. 当社は、本サービスを個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
3. 本サービスの利用にあたっては、本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申し込むものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。

第5条 (本サービスの種類)

本サービスには次の各号で定める種類があります。

- (1)「見放題バックプライム」
当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。
- (2)「見逃し番組」
当社とチャンネル視聴契約のある加入者に対し、放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。
- (3)「FOD」
フリー・オン・デマンド(Free On Demand)の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

第6条 (契約の単位と成立)

申込者は、本約款に同意の上、当社に対して当社所定の方法により申し込みを行うものとし、当社が承諾した際に成立するものとします。

2. 加入者は、付与された1D毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとします。
3. 加入者による本サービスの映像コンテンツの同時利用は、登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一1Dにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとします。
4. 当社は本サービスの申し込みがあった場合でも、次の各号の場合には承認しないことがあります。その場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - (1)加入者が、本約款および提携事業者の規約に請求される料金等の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 - (2)加入者が、本約款および提携事業者の規約に違反するおそれがあると認められる場合
 - (3)本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合
 - (4)利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合
5. 加入者は、本サービスの加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者がいるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第7条 (本サービスの視聴申し込み)

当社は、加入者に対して別途定める「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」を満たした機器(以下、「推奨機器」という)を通じて、第3条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方(以下、「視聴希望者」という)は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、加入者ID、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申し込みものとします。

2. 「見放題バックプライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとします。なお、契約完了月の利用料金は発生しませんが契約完了月

第30条 (契約者個人情報の保護)

当社は、契約者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN - BAN ネットワーク個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、HPで公表します。

第31条 (契約者個人情報の利用)

当社は、番組制作などの視聴者アンケート調査、契約者サービス向上を目的に契約者の個人情報を取ら利用し、または協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また契約者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

第32条 (管轄裁判所)

この契約約款に定める事項に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第34条 (約款の改正)

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。その場合、本サービスの提供条件は変更後の約款によるものとします。

2. 前項によるこの約款の変更に際しては、あらかじめ総務大臣に届け出たうえで行います。また、変更後の約款の内容と適用開始日、インターネット、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

付 則

- (1)当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2)一括加入、臨時加入、業務用等については別に定めます。
- (3)この約款は2020年10月1日より施行します。

内の解約は受け付けないものとします。申込みを解約する場合には、解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

第8条 (視聴年齢制限付コンテンツ)

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

2. 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ(以下、「視聴年齢制限付コンテンツ」という)があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。
3. 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通し所定の方法により通知します。
4. 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。
5. 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発生したときは、加入者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢を満たさないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第9条 (認証情報)

サービス利用の際に、加入者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。

2. 加入者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることのできる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報に関する等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。
3. 認証情報を利用して行われた行為は、全て加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うものとします。
4. 加入者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
5. 加入者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
6. 加入者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提携事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第10条 (初期解約除権)

加入者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除(以下、「初期契約解除」という)を行うことができます。

2. 初期契約解除は、加入者が前項の書面を発送した時に生ずるものとします。
3. 初期契約解除の場合、加入者は解除までの期間の利用料(日割)、現に要した実施工費、及び事務手数料を支払うものとします。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、加入者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合、加入者は当社に別々に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はオプション機器の引き取り及び返金は応じません。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第11条 (加入契約の有効期限)

加入契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第12条 (初期費用等)

加入者は、当社が別途定める料金表(以下、「料金表」という)に従い新規加入手数料及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

第13条 (利用料金)

加入者は、料金表に定める利用料を当社に支払うものとします。

2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当社が適切と判断した方法により当該加入者に通知します。
3. 加入者が、アスミック・エース株式会社(以下、「AA」という)が提供する「見放題バックジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、AAが定めることに従い、AAの加入者に対する債権の譲渡を受けるものとします。これにより、加入者は、「見放題バックジャンル」および「TVOD」の利用料を当社に支払うものとします。

第14条 (料金の返還)

当社側の責めに帰すべき事由により「見放題バックプライム」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上連続し、かつ第7条第2項に基づき視聴を申し込んだ有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金又は料金金が既に支払われている場合には返還します。

第15条 (端末機器などの貸与)

2. 当社は、加入者の希望によりSTB及びリモコンなどの附属品一式を貸与します。
2. 当社が貸与した機器一式を、加入者は使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者が故意または過失により破損または紛失した場合にはその修理、補償に要する費用は加入者が負担するものとします。

第16条(支払方法)

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、当社が別途指定する支払い期日までに、指定する方法(当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード)により支払うものとします。

第17条(遅延利息)

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、支払い期日より遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息金を当社に支払うものとします。

第18条(禁止行為)

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1)ビデオコンテンツを複製もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
- (2)ビデオコンテンツを私的利用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (3)不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (4)本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- (5)前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
- (6)法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

第19条(本サービスの一時中断)

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

- (1)当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生したまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
 - (2)火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (3)その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。
3. 加入者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で加入者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

第20条(損害賠償の免責および責任事項)

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。

- 加入者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は加入者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負いません。
- 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
- 加入者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

第21条(本サービスの利用の制限)

加入者は、当社が事前に承認した場合(情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を得ることを含む)を除き、本サービスを通して入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私的利用以外の目的には使用しないものとします。

- 加入者は本サービスに関して、私的利用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第22条(引込線、機器設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限り引込線及び機器の設置場所を変更できるものとします。

- (1)変更先が同一建物内の場合。
 - (2)変更先が、当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合。
2. 加入者が、前項の規定により機器の設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転(転居・建替・仮住い・リフォーム)の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 加入者は、料金表に従い設置場所移転手数料及び変更に要する全ての費用を負担するものとします。

第23条(名義変更)

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

- (1)相続する場合
 - (2)新加入者が、加入者の加入契約に定めるサービス提供場所において、当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合。
2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得たうえ、名義変更書を提出し、料金表に従い名義変更手数料を当社に支払うものとします。

第24条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合、文書で当社に申し出るものとします。

- 前項の外、加入申込書記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって当社に申し出るものとします。

第25条(解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

- 加入者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第13条の規定による利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。
- 解約の場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
- 加入者は、当社が別途定める最低利用期間以内に解約を申し出た場合は、料金表に定める解除金を支払うものとします。
- 本サービスを解約し、CATV加入約款に定める放送サービスを引き続き利用する場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器一式を交換します。この交換に伴う費用は、加入者が負担するものとします。
- 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及び機器一式を撤去します。この撤去に伴う費用は、加入者が負担するものとします。また、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第26条(当社が行うサービスの停止および契約の解除)

当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社はサービスの提供を停止または加入契約を解除することができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1)当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2)本サービス提供を妨害した場合
- (3)利用料または各種料金の支払いを2ヶ月以上遅延した場合
- (4)本約款または提携事業者約款等のいずれかに違反した場合
- (5)本サービス利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合
- (6)その他、当社が加入者として不適切と判断した場合

第27条(知的財産権および成果物の帰属)

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係る著作権(著作権法第27条および

第28条に規定する権利を含む)その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの視聴のみでできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

- 加入者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。

第28条(権利義務の譲渡等の禁止)

加入者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または買入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第29条(個人情報、通信内容等の利用)

加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」が適用されるものとします。

- 加入者は、個人を識別することができる情報(個人情報)ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等(履歴情報)を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1)本サービスの契約の締結および本サービス提供
 - (2)本サービス料金の請求
 - (3)本サービスに関する情報の提供
 - (4)本サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (5)IP-S-T-Bの設置およびアフターサービス
 - (6)本サービスの利用状況に関する各種統計処理
 - (7)本サービスおよび当社が提供するその他のサービスを行う上で業務上必要な場合
 - (8)業務の一部を当社が別途指定する者に委託する場合
- 加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認し必要な利用をするものとします。
- 当社は、加入者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他加入者に最適なサービスを提供するために、加入者が当社のサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には、携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー(Cookie)の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
- 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。
- 当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。
- 加入者が個人情報の入力を行わない場合、当社は本サービスの申し込みを受け付けることができなことを、加入者はあらかじめ了承するものとします。
- 加入者は、加入者自身の個人情報について、開示・訂正・削除を要求する権利があります。なお、請求の方法に関しては、次の個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。
〒675-0039 古川市加古川町栗葉2-26
BAN - BAN ネットワーク株式会社 お客様窓口
TEL 0120-34-1442 (受付時間 平日9:30~17:30、土日祝9:30~12:00 13:00~17:30)
E-mail: kanri@banban.co.jp

第30条(通信の秘密)

当社は、電気通信事業法および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

- 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。
 - (1)通信当事者の同意がある場合
 - (2)刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)に基づく強制の処分が行われる場合

第31条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第32条(管轄裁判所)

本約款は日本国内法に準拠し、加入契約により生じる一切の紛争等については、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条(約款の改正)

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。その場合、本サービスの提供条件は変更後の約款によるものとします。

- 前項にこの約款の変更の際には、変更後の約款の内容と適用開始日、インターネット、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

付 則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) この約款は、2018年4月1日より施行します。
改正 2019年4月1日、2020年4月1日、2020年10月1日

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008H)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスを受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

- カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

〔別表〕カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用
2,160円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる

- 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

お問い合わせ先



総合窓口

契約内容や料金に関するお問い合わせ



携帯・PHS OK

0120-34-1442

平日 9:30~17:30

土・日・祝 9:30~12:00 / 13:00~17:30



サポートダイヤル

操作方法や不具合に関するお問い合わせ



携帯・PHS OK

0120-86-2754

年中無休 9:00~18:00

ガイダンスが流れますので、問い合わせ種別をプッシュボタンでお選びください。

1：ケーブルテレビ 2：インターネット 3：ケーブルプラス電話

緊急故障受付（夜間・早朝）

079-421-3894

年中無休 18:00~翌9:00 ※通話料がかかりますので、ご注意ください。



www.banban.jp



阪急阪神東宝グループ

まちをめぐり、こころをつなぐ

BAN-BAN
NETWORKS